

# 我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成 16 年 12 月 28 日条例第 18 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、本市が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 244 条第 1 項の規定により設置する公の施設（以下「施設」という。）の管理を法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせる場合の指定の手続等に関し、必要な事項を定める。

(指定管理者の指定を受けようとする団体の公募)

**第 2 条** 市長は、施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、当該施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募しなければならない。ただし、市長が、当該施設の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、公募によらないことができる。

2 次条及び第 5 条の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

(指定管理者の指定の申請)

**第 3 条** 前条第 1 項本文に規定する公募に応じて指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が指定する期間内に、申請書に当該施設の管理に係る事業計画書、収支計画書その他の規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の制限)

**第 4 条** 市長又は議員が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体は、指定管理者になることができない。

(指定管理者の選定方法等)

**第 5 条** 市長は、第 3 条の申請書の提出があつたときは、次に掲げる選定基準に照らし、当該施設の管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者となるべき団体として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (5) その他施設の性質又は目的に応じて別に定める基準に合致すること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者となるべき団体を選定するときは、第 14 条に規定する指定管理者選考委員会の意見を聴くものとする。

(選定結果の通知)

**第 6 条** 市長は、前条第 1 項の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を第 3 条の規定により申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。

(再度の選定)

**第 7 条** 市長は、前条の規定による通知をした後、第 5 条第 1 項の規定により選定した団体（以下「被選定者」という。）を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、申請者（当該被選定者を除く。）のうち

から、再度同条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(指定管理者の指定)

**第8条** 市長は、法第244条の2第6項に規定する議会の議決があったときは、当該議決に係る被選定者を指定管理者に指定する。

2 市長は、前項の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

**第9条** 被選定者は、指定管理者の指定を受けたときは、規則で定める事項について、市長と協定を締結しなければならない。

(指定の取消し等による損害賠償の免責)

**第10条** 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、その賠償の責を負わない。

(原状回復義務)

**第11条** 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしないこととなった施設又は当該施設の設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

**第12条** 指定管理者は、故意又は過失により管理する施設又は当該施設の設備を損傷し、又は汚損したときは、当該生じた損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

**第13条** 指定管理者は、施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、保有個人情報の適切な管理のため、第9条に規定する協定に基づき漏えい、滅失、き損の防止等必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び当該管理する施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(指定管理者選考委員会)

**第14条** 市長は、申請者が第5条第1項に規定する選定基準に合致するか否かを調査審議させるため、指定管理者選考委員会を設置する。

2 指定管理者選考委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

**第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(我孫子市個人情報保護条例の一部改正)

2 我孫子市個人情報保護条例(平成16年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「者(」を「者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を含む。」に改め、同項に後段として、次のように加える。

指定管理者から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合も、同様とする。

第7条及び第45条第1項中「従事していた者」を「従事していた者(指定管理者が行う業務に従事している者又は従事していた者を含む。)」に改める。